

特定保健指導実施機関の選定基準

【選定基準】

1. 「全国健康保険協会管掌健康保険被保険者に対する特定保健指導業務委託事務処理要領」の「2 受託要件」を満たしていること。
2. 人間ドック健診実施機関の新規受託申請し、要件を満たしていること。なお、人間ドック健診実施機関の選定とならない場合は、今調達においては、特定保健指導のみの契約は行わない。

「特定保健指導業務委託事務処理要領」より抜粋

2 受託要件

(1) 受託機関は、次の要件をすべて満たしていることとする。

ア 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成 25 年厚生労働省告示第 92 号)第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。

なお、業務の主体的な部分を除く一部の業務について、再委託できる業務は、継続的な支援の一部及び「4 委託業務の内容(3)」で定める業務の一部に限られるものとする。これらの業務を再委託する場合には、協会支部の指定する様式により申請を行い、事前に承認を得ること。このうち、再委託業務が継続的な支援の一部である場合と、「4 委託業務の内容(3)」で定める業務の一部である場合とで、協会支部が定める区分に応じた様式を用いて、事前に申請し、承認を得ることとする。また、申請に際しての留意事項については、当該申請書類に記載された内容を確認すること。

さらに、受託機関は、協会支部から承認を得た再委託先機関情報に変更が生じた場合には、速やかに協会支部へ変更承認申請を行い、承認を得ること。

イ 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」及び「標準プログラム」に則って特定保健指導を実施できること。

ウ 特定保健指導業務において、LINE 等の SNS(ソーシャルネットワークサービス)を用いる場合は、情報提供などの広報業務等、“公表されている情報”に限ったものとする。

エ 契約締結日から起算して、前2年以内に交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。

カ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)上の再生手続開始の申立てをした者においては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。

キ 社会保険に関する実績が良好であること。

ク 特定保健指導の結果については、協会支部が指定する仕様に従い、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体(CD-R)又は情報提供サービスによって提出が可能であること。

ケ 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。

コ 保健指導機関番号を取得していること。ただし、自社の従業員にのみ実施する場合はこの限りではない。

(2) 受託機関は、本要領に定める業務に係る利用者本人の自己負担を求めないこと。

※本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。

・高確法…高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)

・手引き…特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第 4.2 版)2025 年6月